

主要事業5年間の実施計画

量の見込みと確保方策の設定にあたって

(1)教育・保育提供区域の設定

本計画においては、「就学前児童の人口や施設の整備状況、利用の実態等を総合的に勘案して定める 区域(教育・保育提供区域という。)」を設定して、その区域ごとに、5年間の教育・保育及び子ども・子育 て支援法に位置づけられた地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」を定めます。

本市では、中学校区の組み合わせによる3つのブロックを基本として区域を設定していますが、地域 子ども・子育て支援事業は、広域的な利用の実態や各事業の性質が異なることから、事業ごとに区域を 設定しています。

なお、この区域の設定により、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の各施設や事業の利用を 制限されるものではありません。

	対象施設及び事業名	区域の設定		
教育·保育	保育園、幼稚園、こども園、地域型保育事業所			
	(1)延長保育事業	3ブロック		
	(2)一時預かり事業(幼稚園の預かり保育)(保育園の一時保育など)	3ブロック		
	(3)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)	3ブロック		
	(4)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	市全域		
	(5)病児保育事業	市全域		
地域子ども・子育て支援	(6)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	市全域		
事業	(7)放課後児童健全育成事業(学童保育所)	小学校区		
	(8)利用者支援事業	市全域		
	(9)妊婦健康診査	市全域		
	(10)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)	市全域		
	(11)養育支援訪問事業	市全域		
	(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域		

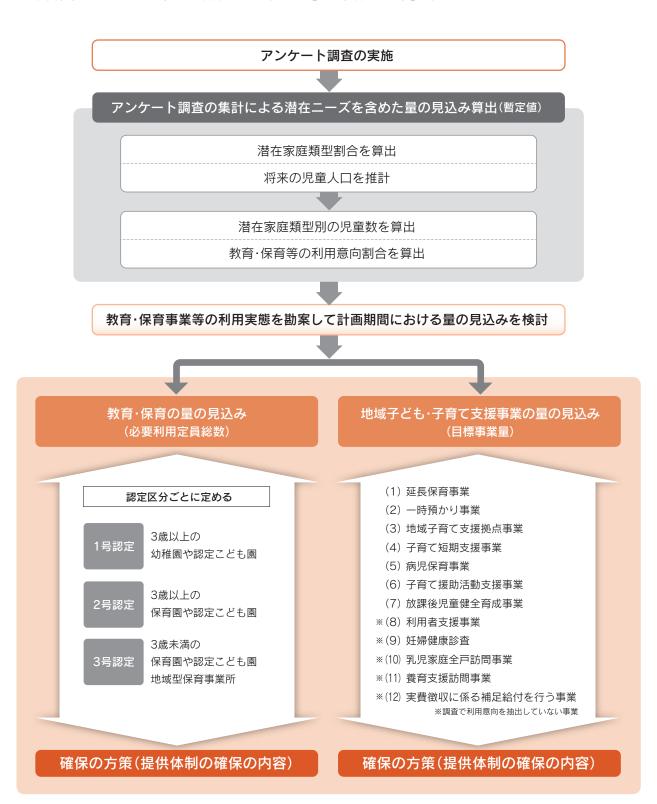


ブロック	中学校区名
1	富洲原、富田、朝明、西朝明、 保々、羽津、山手、大池
2	橋北、中部、港、常磐、 三重平、三滝、桜
3	塩浜、楠、南、笹川、西笹川、 内部、西陵

(2) 「量の見込み」と「確保の方策」の考え方

子ども・子育て支援法では、子ども・子育て支援事業計画の策定にあたり、「教育・保育」及び「地域子 ども・子育て支援事業」について、提供区域ごとに「量の見込み」と「確保の方策」を定めることになってい ます。

本計画においては、下記の要領で「量の見込み」と「確保の方策」を設定します。



2 教育・保育の量の見込みと確保方策

①利用実績の推移

▼ 幼稚園の利用実績の推移(各年度3月1日現在)

年齢	H27	H28	H29	H30
3·4·5歳児	4,255	4,146	4,160	4,112
施設数	37	37	35	35

▼ 保育園の利用実績の推移(各年度3月1日現在)

年齢	H27	H28	H29	H30
O歳児	296	293	310	332
1.2歲児	1,490	1,485	1,411	1,545
3·4·5歳児	3,300	3,417	3,340	3,252
全体	5,086	5,195	5,061	5,129
施設数	50	50	49	51

▼ 認定こども園の利用実績の推移(各年度3月1日現在)

年齢	H27	H28	H29	H30
O歳児	_	_	9	8
1.2歳児	_	_	56	56
3·4·5歳児	1	_	139	177
全体	_	_	204	241
施設数	_	_	2	2

▼ 地域型保育事業所の利用実績の推移(各年度3月1日現在)

年齢	H27	H28	H29	H30
0歳児	20	43	49	34
1.2歳児	62	123	150	165
全体	82	166	199	199
施設数	7	13	14	14

▼ 待機児童数の推移(各年度10月1日現在)

年齢	H27	H28	H29	H30	R1
0歳児	41	67	75	56	44
1歳児	40	35	46	73	43
2歳児	27	27	8	10	7
3歳児	16	13	3	1	0
全体	124	142	132	140	94

②量の見込みと提供体制の確保の内容

	令和2年度				
市全体	1号	2号	3+	号	
119	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	
①量の見込み(必要利用定員総数)	4,114	3,122	516	2,026	
②提供体制の確保の内容	6,326	3,594	485	1,899	
幼稚園	5,067				
幼稚園+一時預かり(預かり保育)	1,189				
保育園		3,267	401	1,536	
保育園(鈴鹿市)		35	7	23	
こども園	70	292	17	92	
地域型保育事業			60	248	
2-1	2,212	472	▲31	▲ 127	
保育利用率(%)				33.4	

令和3年度					
1号	2号	2号 3号			
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳		
4,060	3,075	510	2,030		
6,334	3,666	515	1,956		
5,022					
1,172					
	3,205	413	1,514		
	35	7	23		
140	426	29	158		
		66	261		
2,274	591	5	▲ 74		
			34.7		

第1ブロック	1号	2号	3-	号
	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,990	1,277	243	828
②提供体制の確保の内容	2,581	1,501	226	763
幼稚園	1,886			
幼稚園+一時預かり(預かり保育)	665			
保育園		1,386	181	598
こども園	30	115	9	36
地域型保育事業			36	129
2-1	591	224	▲17	▲ 65

1号	2号	3号		
3・4・5歳	3·4·5歳	0歳	1・2歳	
1,941	1,244	240	835	
2,581	1,519	241	809	
1,902				
649				
	1,404	190	631	
30	115	9	36	
		42	142	
640	275	1	▲26	

第2ブロック	1号	2号	3-	号
5,5=5 + + + 5	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)	1,165	875	129	532
②提供体制の確保の内容	1,980	904	119	532
幼稚園	1,685			
幼稚園+一時預かり(預かり保育)	275			
保育園		791	94	413
こども <u>園</u>	20	113	5	37
地域型保育事業			20	82
2-1	815	29	▲10	0

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
1,168	871	128	528
1,980	904	129	522
1,684			
276			
	791	104	403
20	113	5	37
		20	82
812	33	1	▲ 6

) 第3ブロック	1号	2号	3+	号
5,550	3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
①量の見込み(必要利用定員総数)	959	970	144	666
②提供体制の確保の内容	1,765	1,189	140	604
幼稚園	1,496			
幼稚園+一時預かり(預かり保育)	249			
保育園		1,090	126	525
保育園(鈴鹿市)		35	7	23
こども園	20	64	3	19
地域型保育事業			4	37
2-1	806	219	▲ 4	▲ 62

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
951	960	142	667
1,773	1,243	145	625
1,436			
247			
	1,010	119	480
	35	7	23
90	198	15	85
		4	37
822	283	3	▲ 42

令和4年度				
1号	2号	3号		
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	
3,922	2,977	501	2,038	
6,343	3,682	519	1,965	
5,039				
1,134				
	3,141	408	1,491	
	35	7	23	
170	506	38	190	
		66	261	
2,421	705	18	▲ 73	
			35.0	

令和5年度				
1号	2号	3号		
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	
3,854	2,930	492	2,005	
6,343	3,682	519	1,965	
5,059				
1,114				
	3,141	408	1,491	
	35	7	23	
170	506	38	190	
		66	261	
2,489	752	27	▲40	
			35.6	

令和6年度				
1号	2号	3号		
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳	
3,839	2,922	481	1,969	
6,343	3,682	497	1,987	
5,065				
1,108				
	3,141	386	1,513	
	35	7	23	
170	506	38	190	
		66	261	
2,504	760	16	18	
			36.3	

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
1,877	1,200	236	846
2,581	1,519	241	809
1,922			
629			
	1,404	190	631
30	115	9	36
		42	142
704	319	5	▲37

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
1,836	1,177	232	834
2,581	1,519	241	809
1,937			
614			
	1,404	190	631
30	115	9	36
		42	142
745	342	9	▲25

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
1,837	1,180	227	820
2,581	1,519	229	821
1,938			
613			
	1,404	178	643
30	115	9	36
		42	142
744	339	2	1

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
1,108	827	125	536
1,989	920	133	531
1,677			
262			
	727	99	380
50	193	14	69
		20	82
881	93	8	▲ 5

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
1,087	812	122	527
1,989	920	133	531
1,681			
258			
	727	99	380
50	193	14	69
		20	82
902	108	11	4

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
1,076	806	119	515
1,989	920	133	531
1,684			
255			
	727	99	380
50	193	14	69
		20	82
913	114	14	16

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
937	950	140	656
1,773	1,243	145	625
1,440			
243			
	1,010	119	480
	35	7	23
90	198	15	85
		4	37
836	293	5	▲31

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
931	941	138	644
1,773	1,243	145	625
1,441			
242			
	1,010	119	480
	35	7	23
90	198	15	85
		4	37
842	302	7	▲ 19

1号	2号	3号	
3・4・5歳	3・4・5歳	0歳	1・2歳
926	936	135	634
1,773	1,243	135	635
1,443			
240			
	1,010	109	490
	35	7	23
90	198	15	85
		4	37
847	307	0	1

③提供体制の確保内容の考え方

低年齢児を中心に年度途中に待機児童が発生しているため、令和元年10月に開始された幼児教育・保育の無償化の影響を見据えたうえで、保育認定における3号認定の0歳児、1・2歳児分については、地域型保育事業所の拡充や既存園の定員拡充等により提供体制の確保に努めます。また、第1次公立幼稚園の適正化計画に基づき進められている再編後のこども園における定員の拡充により提供体制の確保に努めます。

④教育・保育の一体的提供及び推進体制の確保

幼稚園と保育園の両方の機能をあわせ持ち、就学前の教育・保育を一体的に行うとともに、保護者の 就労状況の変化に柔軟に対応し、通いなれた園を継続して利用できる施設として、幼保連携型認定こど も園があります。

これまで、あまり全国的にも普及が進まなかった幼保連携型認定こども園は、子ども・子育て支援新制度により、認可・指導監督や財政措置が一本化され、学校及び児童福祉施設として法的に位置づけられたことによって、幼保連携型認定こども園化への動きが進んでいます。

子ども・子育て支援法の趣旨は、すべての子どもが健やかに成長できるよう支援するものであって、良質かつ適切なものでなければならないとされています。子ども・子育て支援においては、幼児期の教育・保育の役割が極めて重要であり、乳幼児期における子どもの発達段階に応じた教育・保育環境を確保する必要があります。

こうした中、平成29年3月(平成30年4月施行)には幼稚園教育要領及び保育所保育指針の改正と同時に幼保連携型認定こども園教育・保育要領が改正され、教育及び保育において育みたい資質・能力や 5歳児修了時までに育ってほしい具体的な姿を明確にするなど、幼児教育の整合性が図られました。

本市には、幼保連携型認定こども園が2園(橋北こども園・塩浜こども園)ありますが、4歳児と5歳児は教育認定(1号認定)児童が降園する午後2時30分まで学級を編成し、改正後の教育・保育要領に沿った教育を実践しています。

現在、平成28年1月に策定した第1次公立幼稚園の適正化計画に基づき、4つの地区の再編計画を 進めていますが、園児が著しく減少し、適切な集団規模での教育が困難な公立幼稚園については、今後 も幼保連携型認定こども園において就学前教育・保育の役割を保障していきます。

また、質の高い就学前教育・保育の提供を図るため、保育士・幼稚園教諭・保育教諭の合同研修や交流の機会を確保し、相互理解を一層深めるとともに、発達段階に応じたカリキュラムにより、小学校への円滑な接続を見通した教育・保育を推進します。

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

(1)延長保育事業

保育認定を受けた在園児を対象に、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において保育を行います。

■ 提供区域 3ブロック

■ 利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	26	26	27	29	32
利用児童数	212	215	250	258	_

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(人)

	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市	①量の見込み(目標事業量)	386	382	375	369	364
市全体	②提供体制の確保の内容	363	391	409	423	423
144	2-1	▲23	9	34	54	59
	①量の見込み(目標事業量)	162	160	157	154	153
第1	②提供体制の確保の内容	150	162	162	162	162
	2-1	▲ 12	2	5	8	9
	①量の見込み(目標事業量)	99	98	96	94	92
第2	②提供体制の確保の内容	137	137	137	137	137
	2-1	38	39	41	43	45
	①量の見込み(目標事業量)	125	124	122	121	119
第3	②提供体制の確保の内容	76	92	110	124	124
	2-1	▲ 49	▲ 32	▲ 12	3	5

②提供体制の確保内容の考え方

保育士2~4名体制で提供できる量を勘案し、延長保育のニーズに応じた保育体制の確保を図ります。

(2)-1 一時預かり事業(幼稚園における一時預かり・預かり保育)

通常保育終了後に在園児の一時預かりを実施し、保護者に対する育児支援及び子どもの育成を図ります。

■ 提供区域 3ブロック

■ 利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30
延べ利用児童数	62,651	64,459	70,181	74,682

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(延べ人数)

							(延八八奴)
年度		R2	R3	R4	R5	R6	
	①量の見込み(目標	票事業量)	80,476	79,390	76,713	75,362	74,983
市全体		共働き家庭以外 共働き家庭	11,777 68,699	11,553 67,837	11,133 65,580	10,917 64,445	10,904 64,079
体	②提供体制の確保	の内容	94,856	94,856	94,856	94,856	94,856
	2-1		14,380	15,466	18,143	19,494	19,873
	T						
	①量の見込み(目標	票事業量)	41,986	40,976	39,683	38,754	38,733
		共働き家庭以外	8,585	8,369	8,086	7,918	7,930
第1		共働き家庭	33,401	32,607	31,597	30,836	30,803
	②提供体制の確保の内容		51,536	51,536	51,536	51,536	51,536
	2-1		9,550	10,560	11,853	12,782	12,803
	①量の見込み(目標事業量)		22,605	22,697	21,514	21,203	20,930
		共働き家庭以外	2,531	2,530	2,400	2,358	2,336
第2		共働き家庭	20,074	20,167	19,114	18,845	18,594
	②提供体制の確保	の内容	27,220	27,220	27,220	27,220	27,220
	2-1		4,615	4,523	5,706	6,017	6,290
	Ι.						
	①量の見込み(目標	票事業量)	15,885	15,717	15,516	15,405	15,320
第3		共働き家庭以外	661	654	647	641	638
		共働き家庭	15,224	15,063	14,869	14,764	14,682
	②提供体制の確保	の内容	16,100	16,100	16,100	16,100	16,100
	2-1		215	383	584	695	780

②提供体制の確保内容の考え方

私立幼稚園14園における一時預かり及び預かり保育において確保します。

(2)-2 一時預かり事業(保育園・こども園における一時保育)

親の私用やリフレッシュ等を目的として利用できる子どもの一時的な保育を行います。

■ 提供区域 3ブロック

■ 利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	14	15	16	16	18
延べ利用児童数	8,720	8,385	8,901	8,953	_

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(延べ人数)

						(進八八奴)
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
市	①量の見込み(目標事業量)	9,463	9,374	9,203	9,042	8,944
市全体	②提供体制の確保の内容	9,617	9,617	10,161	10,161	10,161
P	2-1	154	243	958	1,119	1,217
	①量の見込み(目標事業量)	5,351	5,284	5,202	5,107	5,066
第1	②提供体制の確保の内容	3,110	3,110	3,654	3,654	3,654
	2-1	▲2,241	▲2,174	▲1,548	▲1,453	▲1,412
					•	
	①量の見込み(目標事業量)	2,808	2,795	2,725	2,675	2,631
第2	②提供体制の確保の内容	3,825	3,825	3,825	3,825	3,825
	2-1	1,017	1,030	1,100	1,150	1,194
	①量の見込み(目標事業量)	1,304	1,295	1,276	1,260	1,247
第3	②提供体制の確保の内容	2,682	2,682	2,682	2,682	2,682
	2-1	1,378	1,387	1,406	1,422	1,435

②提供体制の確保内容の考え方

第1ブロックにおいて量の見込みが提供体制の確保の内容を上回っているため、提供体制の拡大に 努めます。

(3)地域子育て支援拠点事業(子育て支援センター)

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、育児負担の軽減と育児不安の解消を目的として、子育てについての相談や情報提供その他の支援を行います。

■ 提供区域 3ブロック

■ 利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	17	17	19	20	20
延べ利用者数	98,444	108,943	110,754	105,117	_

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(延べ人数)

	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	①量の見込み(目標事業量)	108,612	108,216	107,724	105,924	103,944
市全体	②提供体制の確保の内容	20施設 112,238	21施設 115,504	22施設 118,770	22施設 119,188	22施設 119,188
	2-1	3,626	7,288	11,046	13,264	15,244
	①量の見込み(目標事業量)	37,992	38,040	38,184	37,584	36,924
第1	②提供体制の確保の内容	8施設 29,509	8施設 29,927	8施設 29,927	8施設 29,927	8施設 29,927
	2-1	▲8,483	▲8,113	▲8,257	▲ 7,657	▲ 6,997
	①量の見込み(目標事業量)	29,136	28,884	28,944	28,404	27,744
第2	②提供体制の確保の内容	5施設 40,693	5施設 40,693	6施設 43,541	6施設 43,959	6施設 43,959
	2-1	11,557	11,809	14,597	15,555	16,215
	①量の見込み(目標事業量)	41,484	41,292	40,596	39,936	39,276
第3	②提供体制の確保の内容	7施設 42,036	8施設 44,884	8施設 45,302	8施設 45,302	8施設 45,302
	2-1	552	3,592	4,706	5,366	6,026

②提供体制の確保内容の考え方

現在計画を進めている保々、神前、楠地区の認定こども園において、当該地域には子育て支援センターの設置はなく、また認定こども園には子育て支援機能が必須機能として位置づけられていることから、併設型子育て支援センターとして新設します。

(4)子育て短期支援事業(ショートステイ事業)

保護者の疾病等の事情により、養育が一時的に困難となった場合や緊急一時的に保護を必要とする場合等に、施設において子どもを一時的に養育又は保護を行います。

■ 提供区域 市全域

■ 利用実績の推移

年齢	H27	H28	H29	H30
延べ利用児童数	617	643	403	719

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(延べ人数)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	628	623	611	601	595
②提供体制の確保の内容	600	600	600	600	600
2-1	▲ 28	▲ 23	▲ 11	▲1	5

②提供体制の確保内容の考え方

ショートステイ利用希望者と施設の受入れ数は均衡していると見込まれますが、利用希望者に対して、意向をきめ細かに聞き取り、施設の空き状況によっては、他の利用者との日程調整も図りながら利用者の希望に沿えるよう、提供数を確保します。

(5)病児保育事業

保護者の就労等の都合により、保育園や幼稚園、こども園、小学校に通っている児童が病気又は病気の回復期にあるが、まだ集団生活に不安がある間、一時的に児童の保育を行います。

■ 提供区域 市全域

■ 利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
実施施設数	1	1	2	2	3
延べ利用者数	1,217	1,406	1,604	1,476	_

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(延べ人数)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	1,828	1,811	1,779	1,749	1,730
②提供体制の確保の内容	2,832	2,832	2,832	2,832	3,540
2-1	1,004	1,021	1,053	1,083	1,810

②提供体制の確保内容の考え方

病児保育室は、第1期計画期間において新たに2か所開室したものの、病児保育の利用意向は依然として高いことから、引き続き市内医療機関の協力を得ながら、現在病児保育室が設置されていない市南部方面での新たな開室のほか、定員の拡充や開室時間など保護者が利用しやすい環境の充実について検討します。

(6)子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

育児の援助を受けたい人(依頼会員)と育児の援助を行いたい人(援助会員)が会員として登録し、相互の信頼と了解のもとに育児の援助を行います。

■ 提供区域 市全域

■ 利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30
依頼会員数	914	889	942	954
援助会員数	486	495	511	540
両方会員数	109	109	101	78
活動件数	2,632	2,120	2,112	2,227
預かり等(就学前)	1,468	1,080	1,403	1,853
預かり等(小学生)	1,141	1,025	691	367
病児	0	0	0	0
緊急対応等	23	15	18	7

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(延べ人数)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	2,238	2,206	2,134	2,099	2,092
②提供体制の確保の内容	2,307	2,307	2,307	2,307	2,307
2-1	69	101	173	208	215

②提供体制の確保内容の考え方

地域で行う子育で相互援助活動は、近年では保育園や幼稚園、こども園、小学校、学童保育所への送迎や帰宅後の預かりといった教育・保育等の補完的な役割と保護者の緊急サポート的な役割が大きくなっていますが、一部地域における依頼会員と援助会員の不均衡が改善に至っていないことから、事業の認知度を高め、相互援助活動の理解を深めるための一層の周知に努めるとともに、援助会員の拡大につながるインセンティブなどの検討を行います。

(7) 放課後児童健全育成事業(学童保育所)

保護者の就労等により、昼間、留守家庭の小学校児童が放課後や夏休みなどに学童保育所に通所 し、適切な遊びや指導員による健康管理、安全確保、情緒の安定など、家庭の保護機能の補完的役割を 果たす生活の場として保育を行います。

■ 提供区域 小学校区

■ 利用実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	R1
学童保育所数	46	50	53	56	59
利用児童数	1,639	1,785	1,944	2,176	2,423

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(人)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	2,512	2,543	2,585	2,609	2,562
②提供体制の確保の内容	2,889	2,988	3,053	3,099	3,238
2-1	377	445	468	490	676

②提供体制の確保内容の考え方

子どもたちが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、新・放課後子ども総合プランの趣旨を踏まえ、学校の校舎や敷地、学校周辺の公共施設の利活用をこれまで以上に推進しながら必要な施設整備を支援し、待機児童の解消にも取り組みます。

学童保育所の整備にあたっては、安全・安心の確保に加え、生活の場として相応しい環境が整えられるよう支援の充実を図ります。

③小学校区ごとの量の見込みと提供体制の確保の内容

(人)

						(人)
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	①量の見込み(目標事業量)	72	60	54	55	51
中部西	②提供体制の確保の内容	87	87	87	87	87
	2-1	15	27	33	32	36
	①量の見込み(目標事業量)	84	79	76	78	78
浜田	②提供体制の確保の内容	40 (35)	40 (35)	80 (0)	80 (0)	80 (0)
	2-1	▲ 9	^ 4	4	2	2
	①量の見込み(目標事業量)	32	28	27	30	30
橋北	②提供体制の確保の内容	40	40	40	40	40
	2-1	8	12	13	10	10

※()内は他学校区で受け入れる人数

(人)

①量の見込み(目標事業量) 154 147 138 135 127 2 2 2 2 2 2 2 3 3 3 4 3 0 2 7 2 6 2 5 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3 6 3			R2	R3	R4	R5	R6
②一① ▲4 3 12 15 23 (型一① 本4 3 12 15 23 (型の見込み(目標事業量) 34 30 27 26 25 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26 26		①量の見込み(目標事業量)	154	147	138	135	127
②一① ▲4 3 12 15 23 図面の見込み(目標事業量) 34 30 27 26 25 26 26 26 26 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36 36	海蔵	②提供体制の確保の内容	150	150	150	150	150
塩浜 ②提供体制の確保の内容 36 36 36 36 36 ② - ① 2 6 9 10 11 11 11 12 12 12 12	7-3-7-20	2-1	1 4	3	12	15	23
塩浜 ②提供体制の確保の内容 36 36 36 36 36 ② - ① 2 6 9 10 11 11 11 12 12 12 12		①是の目3.7.(日煙車業量)	2.4	20	27	26	25
②一① 2 6 9 10 11 □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	45%						
①量の見込み(目標事業量)	温兴						
空田 空提供体制の確保の内容 130 130 150 150 150 2 - ① 27 16 7 27 29 29 27 16 7 27 29 29 27 16 7 27 29 29 27 16 7 27 29 29 27 27 29 27 27			۷	· ·	9	10	11
②一① 27 16 7 27 29 □量の見込み(目標事業量) 52 55 63 69 73 ②提供体制の確保の内容 75 75 75 75 75 75 ②一① 23 20 12 6 2 □重の見込み(目標事業量) 70 73 74 72 67 ②児供体制の確保の内容 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67		①量の見込み(目標事業量)	103	114	123	123	121
□量の見込み(目標事業量) 52 55 63 69 73 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75 75	富田	②提供体制の確保の内容	130	130	130	150	150
富洲原 ②提供体制の確保の内容 75 75 75 75 75 ②一① 23 20 12 6 2 別津 ①量の見込み(目標事業量) 70 73 74 72 67 ②上供体制の確保の内容 67 67 67 67 67 ②一① ▲3 ▲6 ▲7 ▲5 0 D量の見込み(目標事業量) 106 119 129 132 138 ②提供体制の確保の内容 (16) (16) (16) (16) (16) (16) (16) (18) ②一① 30 17 7 4 0 ①量の見込み(目標事業量) 95 96 100 102 99 日承 ②提供体制の確保の内容 (7) (8) (12) (14) (11) ②一① 0 0 0 0 0 0 四郷 ①量の見込み(目標事業量) 63 75 81 83 85 ②一① 12 0 ▲6 ▲8 0 内部 ②提供体制の確保の内容 75 75 75 75 75 75 75 85 ②一① 108 108 108 108 108 108 108 108 108 <t< td=""><td></td><td>2-1</td><td>27</td><td>16</td><td>7</td><td>27</td><td>29</td></t<>		2-1	27	16	7	27	29
②一① 23 20 12 6 2 □量の見込み(目標事業量) 70 73 74 72 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67 67		①量の見込み(目標事業量)	52	55	63	69	73
①量の見込み(目標事業量) 70 73 74 72 67 67 67 67 67 67 67	富洲原	②提供体制の確保の内容	75	75	75	75	75
別津 ②提供体制の確保の内容 67 67 67 67 67 67 2 - ① ▲3 ▲6 ▲7 ▲5 ① ①量の見込み(目標事業量) 106 119 129 132 138 120		2-1	23	20	12	6	2
別津 ②提供体制の確保の内容 67 67 67 67 67 67 2 - ① ▲3 ▲6 ▲7 ▲5 ① ①量の見込み(目標事業量) 106 119 129 132 138 120		①量の見込み(目標事業量)	70	73	74	72	67
②一①	羽津						
常磐 ②提供体制の確保の内容 (16) (16) (16) (16) (18) (18) (2-① 30 17 7 4 0 10 102 99 10m 102 102 100 102 99 10m 102 102 100 102 100 102 100 100 100 100	33/-						
常磐 ②提供体制の確保の内容 (16) (16) (16) (16) (18) (18) (2-① 30 17 7 4 0 10 102 99 10m 102 102 100 102 99 10m 102 102 100 102 100 102 99 10m 100 102 100 100 100 100 100 100 100 100		①目の日は7./口標本学目)	106	110	120	122	120
18		(リ)重の見込め(日標事業重)					
日永 ①量の見込み(目標事業量) 95 96 100 102 99 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88 88	常磐	②提供体制の確保の内容					
日永 ②提供体制の確保の内容 (7) (8) (12) (14) (11) ② -① 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		2-1	30	17	7	4	0
日永 ②提供体制の確保の内容 (7) (8) (12) (14) (11) ②一① 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0		①量の見込み(目標事業量)	95	96	100	102	99
日永 ②提供体制の確保の内容 (7) (8) (12) (14) (11) ②一① 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0			88	88	88	88	88
□ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	日永	②提供体制の確保の内容					
四郷 ②提供体制の確保の内容 75 75 75 75 85 85 ② - ① 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ■ 12		2-1	0	0	0	0	0
四郷 ②提供体制の確保の内容 75 75 75 75 85 85 ② - ① 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ▲6 ▲8 0 □ 12 0 ■ 12		①量の目込み(日標事業量)	63	75	81	83	85
②一① 12 0 ▲6 ▲8 0 「□量の見込み(目標事業量) 61 58 57 55 52 ②提供体制の確保の内容 108 108 108 108 108 ②一① 47 50 51 53 56 小山田 ①量の見込み(目標事業量) 27 27 30 30 30 ②提供体制の確保の内容 40 40 40 40 40 ②一① 13 13 10 10 10 「□量の見込み(目標事業量) 41 57 66 71 72 河原田 ①量の見込み(目標事業量) 41 57 66 71 72 ②提供体制の確保の内容 74 74 74 74 74 74	四郷						
内部 ①量の見込み(目標事業量) 61 58 57 55 52 ②提供体制の確保の内容 108 108 108 108 ②一① 47 50 51 53 56 小山田 ①量の見込み(目標事業量) 27 27 30 30 30 ②提供体制の確保の内容 40 40 40 40 40 ②一① 13 13 10 10 10 「量の見込み(目標事業量) 41 57 66 71 72 河原田 ②提供体制の確保の内容 74 74 74 74 74	Щи						
内部 ②提供体制の確保の内容 108 108 108 108 ②一① 47 50 51 53 56 小山田 ①量の見込み(目標事業量) 27 27 30 30 30 ②提供体制の確保の内容 40 40 40 40 40 ②一① 13 13 10 10 10 「量の見込み(目標事業量) 41 57 66 71 72 河原田 ②提供体制の確保の内容 74 74 74 74 74		③□ □□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□	0.1				
②一① 47 50 51 53 56 小山田 ①量の見込み(目標事業量) 27 27 30 30 30 ②提供体制の確保の内容 40 40 40 40 40 ②一① 13 13 10 10 10 ①量の見込み(目標事業量) 41 57 66 71 72 河原田 ②提供体制の確保の内容 74 74 74 74 74	-1						
小山田 ①量の見込み(目標事業量) 27 27 30 30 30 ②提供体制の確保の内容 40 40 40 40 40 ②一① 13 13 10 10 10 ②原田 ①量の見込み(目標事業量) 41 57 66 71 72 ②提供体制の確保の内容 74 74 74 74 74 74	内部						
小山田 ②提供体制の確保の内容 40 40 40 40 40 ②一① 13 13 10 10 ①量の見込み(目標事業量) 41 57 66 71 72 河原田 ②提供体制の確保の内容 74 74 74 74 74		(2)-(1)	47	50	51	53	56
②一① 13 13 10 10 ①量の見込み(目標事業量) 41 57 66 71 72 河原田 ②提供体制の確保の内容 74 74 74 74 74	小山田	①量の見込み(目標事業量)					30
①量の見込み(目標事業量) 41 57 66 71 72 河原田 ②提供体制の確保の内容 74 74 74 74 74		②提供体制の確保の内容	40	40	40	40	40
河原田 ②提供体制の確保の内容 74 74 74 74 74 74		2-1	13	13	10	10	10
		①量の見込み(目標事業量)	41	57	66	71	72
②-① 33 17 8 3 2	河原田	②提供体制の確保の内容	74	74	74	74	74
		2-1	33	17	8	3	2

(人)

	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	①量の見込み(目標事業量)	101	87	86	83	78
川島	②提供体制の確保の内容	130	130	130	130	130
	2-1	29	43	44	47	52
	①量の見込み(目標事業量)	29	27	27	28	28
神前	②提供体制の確保の内容	34	34	34	34	34
	2-1	5	7	7	6	6
	①量の見込み(目標事業量)	74	74	74	72	69
桜	②提供体制の確保の内容	44 (30)	75 (0)	75 (0)	75 (0)	75 (0)
	2-1	0	1	1	3	6
	①量の見込み(目標事業量)	66	62	57	60	58
県	②提供体制の確保の内容	80	80	80	80	80
	2-1	14	18	23	20	22
	①量の見込み(目標事業量)	81	91	96	102	102
三重	②提供体制の確保の内容	65	70	70	70	105
	2-1	▲ 16	▲ 21	▲ 26	▲ 32	3
	①量の見込み(目標事業量)	131	147	164	170	168
大矢知 興譲	②提供体制の確保の内容	132	132	132	132	170
20 11X	2-1	1	▲ 15	▲ 32	▲ 38	2
	①量の見込み(目標事業量)	48	53	59	66	69
八郷	②提供体制の確保の内容	50	70	70	70	70
	2-1	2	17	11	4	1
	①量の見込み(目標事業量)	101	100	104	101	97
下野	②提供体制の確保の内容	84	84	84	105	105
	2-1	▲ 17	▲ 16	▲20	4	8
	①量の見込み(目標事業量)	47	54	55	56	53
保々	②提供体制の確保の内容	55	55	60	60	60
	2-1	8	1	5	4	7
	①量の見込み(目標事業量)	32	26	21	21	19
水沢	②提供体制の確保の内容	40	40	40	40	40
	2-1	8	14	19	19	21
	①量の見込み(目標事業量)	38	37	38	33	30
高花平	②提供体制の確保の内容	35	35	35	40	40
	2-1	▲3	▲2	▲ 3	7	10
	①量の見込み(目標事業量)	43	40	41	40	39
泊山	②提供体制の確保の内容	60	60	60	60	60
	2-1	17	20	19	20	21

(人)

						(人)
	年度	R2	R3	R4	R5	R6
	①量の見込み(目標事業量)	52	49	50	49	49
笹川	②提供体制の確保の内容	40	65	65	65	65
	2-1	▲ 12	16	15	16	16
	①量の見込み(目標事業量)	120	120	119	113	110
常磐西	②提供体制の確保の内容	90	90	90	90	90
TIPAL H		(23)	(23)	(23)	(23)	(20)
	2-1	▲ 7	▲ 7	▲ 6	0	0
	①量の見込み(目標事業量)	76	79	80	81	73
三重西	②提供体制の確保の内容	120	120	120	120	120
	2-1	44	41	40	39	47
	①量の見込み(目標事業量)	94	91	82	78	73
大谷台	②提供体制の確保の内容	100	100	100	100	100
	2-1	6	9	18	22	27
	①量の見込み(目標事業量)	54	50	48	45	47
桜台	②提供体制の確保の内容	100	100	100	100	100
	2-1	46	50	52	55	53
	①量の見込み(目標事業量)	63	51	41	42	41
三重北	②提供体制の確保の内容	42	60	60	60	60
	2-1	▲ 21	9	19	18	19
	①量の見込み(目標事業量)	35	39	39	38	40
八郷西	②提供体制の確保の内容	50	50	50	50	50
	2-1	15	11	11	12	10
	①量の見込み(目標事業量)	64	78	86	89	93
羽津北	②提供体制の確保の内容	64	64	64	64	80
.3.37—40	ど近所体制の確保の自合	(9)	(9)	(9)	(9)	(13)
	2-1	9	▲ 5	▲ 13	▲ 16	0
	①量の見込み(目標事業量)	76	87	95	105	108
内部東	②提供体制の確保の内容	74	74	74	74	114
	2-1	▲2	▲ 13	▲ 21	▲ 31	6
中央	①量の見込み(目標事業量)	42	35	34	34	30
	②提供体制の確保の内容	200	200	220	220	220
	2-1	158	165	186	186	190
	①量の見込み(目標事業量)	51	48	44	42	40
楠	②提供体制の確保の内容	70	70	70	70	70
	2-1	19	22	26	28	30

(8)利用者支援事業

子ども及びその保護者等が、その選択に基づき、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業を円滑に利用できるよう、情報提供や相談、助言等を行います。

■ 提供区域 市全域

■ 配置状況

類型	配置場所
特定型	総合会館3階こども未来課内
基本型	単独型橋北子育て支援センター 単独型塩浜子育て支援センター こども子育て交流プラザ
母子保健型	総合会館3階すくすくルーム

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(か所)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
①量の見込み(目標事業量)	5	5	5	5	6
②提供体制の確保内容	5	5	5	5	6
特定型	1	1	1	1	1
基本型	3	3	3	3	4
母子保健型	1	1	1	1	1
2-1	0	0	0	0	0

②提供体制の確保内容の考え方

各施設に配置された利用者支援専門員間の情報共有や連携体制の充実を図りながら、子育て支援 情報の発信に取り組み、また、橋渡し役としてそれぞれの家庭に合った子育て支援の情報提供や相談、 助言等を行います。

子どもや親子が安心して活動や交流等ができる拠点的な施設への新たな配置について検討します。

(9) 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な妊娠・出産に資するため、妊婦が希望する医療機関で適切な妊婦健診が受診できるよう公費を負担して実施します。

■ 提供区域 市全域

■ 事業実績の推移

	年度	H27	H28	H29	H30	
出生	数	2,721	2,578	2,462	2,403	
受	1~5回目	12,922	12,204	11,819	11,535	
受診者数	6~10回目	11,960	11,283	10,641	10,357	
数	11~14回目	5,304	5,412	5,183	5,192	

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(人、回)

年度		R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み	人数	2,312	2,268	2,225	2,183	2,142	
(目標事業量)	健診回数(一人あたり)	14	14	14	14	14	
	実施場所	妊婦健康診査を受診できる三重県内の医療機関及び助産所					
72 / C C T T	実施体制	三重県市長会が委託した医療機関及び助産所					
	検査項目	三重県及び市町と三重県医師会が定める健康診査の内容					
	実施時期	妊娠届出の日から出産の日まで(通年実施)					

②提供体制の確保内容の考え方

妊婦の健康意識の向上と経済的負担の軽減を図り、安心して妊娠・出産ができる体制を確保します。 三重県市長会として、三重県医師会及び県内の妊婦健康診査を実施できる医療機関、助産所と委託契約を締結し、公平な受診機会と必要な検査項目を確保します。

また、里帰り出産などのため、県外の医療機関や助産院で妊婦健康診査を受診した場合は、契約単価を上限として費用の助成を行います。

(10)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問事業)

保健師・助産師・看護師及び赤ちゃん訪問員が、おおむね生後4か月に達するまでの乳児がいる家庭をすべて訪問し、育児に関する相談や情報提供、養育環境等の把握を行います。

■ 提供区域 市全域

■ 事業実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30
訪問対象者数	2,691	2,559	2,437	2,378
訪問実施者数	2,749	2,613	2,482	2,471
専門職の訪問	733	692	599	737
訪問員の訪問	1,987	1,921	1,883	1,734

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(人)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(目標事業量)		2,378	2,333	2,289	2,246	2,203
	実施体制	こんにちは赤ちゃん訪問員及び市職員(保健師・助産師・看護師)				
提供体制の確保内容 	実施機関	こども保健福	祉課			

②提供体制の確保内容の考え方

こんにちは赤ちゃん訪問員が、生後4か月までの乳児のいる家庭をすべて訪問し、子育て支援に関する情報提供や、養育環境の確認、育児に関する不安や悩みの傾聴を行います。また、育児支援が必要と思われる場合や、保護者からの希望がある場合には、市職員(保健師・助産師・看護師)が訪問し、必要な育児指導等を行うとともに、他機関との連絡調整などを行います。

長期入院や長期里帰りの場合、生後4か月以降も状況把握に努め、自宅へ戻った後、家庭訪問を実施するなど、全数訪問を目標とします。

(11)養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を保健師や支援員が訪問して、養育に関する指導、助言、育児援助等による支援を行い、適切な養育の実施を確保します。

■ 提供区域 市全域

■ 事業実績の推移

年度	H27	H28	H29	H30	
訪問家庭数	43	53	44	42	
延べ訪問数	459	552	427	738	

①量の見込みと提供体制の確保の内容

(世帯、回)

年度		R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み	訪問家庭数	45	45	45	45	45
(目標事業量)	延べ訪問数	756	756	756	756	756
提供体制の確保の内容	実施体制	ケース検討の実施 (支援の必要性を判断) 支援計画に基づいての実施 ・保健師等の訪問による指導助言 ・支援員の訪問による育児・家事援助 こども家庭課				
	実施機関					

②提供体制の確保内容の考え方

次の提供体制の方針のもと、養育支援の必要な家庭に対して提供体制を確保します。

- 支援計画作成や見直し等のケース検討はPDCAサイクルを意識し、十分な時間をかけます。
- 育児・家事援助は、寄り添い型の援助を維持するため、事業委託ではなく、専門的な支援員を確保し、直営で 行います。
- 保健師による指導助言は、こども家庭課とこども保健福祉課母子保健係で十分な協力を行い、方向性の統一を図ります。

(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業

生計が困難である世帯の子どもが、特定教育・保育等の給付を受けた場合において、実費で徴収される副食費に対し助成し、これらの子どもの円滑な特定教育・保育の利用を図ります。

実施内容

令和元年10月より開始した幼児教育・保育の無償化に伴い、幼稚園における年収360万円未満相当世帯の子ども及びすべての第3子以降の子どもに係る副食費に対して助成を行います。

4 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子ども・子育て支援法の改正に伴い、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始されました。 この改正により、従来より「子どものための教育・保育給付」として給付対象とされていた幼稚園、保育所 等の保育料が無償化されたほか、これまで法に位置づけられていなかった新制度未移行幼稚園や認可 外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等 利用給付」として創設されました。

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導等の法に基づく事務の執行などにおいて、市町村は 都道府県に協力を要請することができることを踏まえ、本市においても、子育てのための施設等利用給 付の円滑な実施が行われるよう、地域子ども・子育て支援事業の届出に関する情報や認可外保育施設 の届出、監査状況、関係法令に基づく是正指導や立入調査等について三重県と情報共有や連携を図り ます。

また、指導監督基準を満たさない認可外保育施設については、利用者への影響が生じないよう、法の 附則に定める5年間の経過措置期間中に、指導監督基準を満たす施設となるよう、三重県と連携して施 設の指導等に取り組んでいきます。